

4 1 2 印鑑票・氏名等届出書の取戻し

⇒ 4 1 2 の 2 参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

事務手順	取扱要領
①取戻すとき	<p>○ 記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を他の支払場所から取戻す必要があるときは、記名国債証券印鑑票等取戻通知書を作成し、その支払場所へ送付する。</p> <p>* 取戻す印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻すケースがある。これらのケースおよびこのときの取扱いについては、4 1 2 の 2 参照。</p> <p>* 取戻す印鑑票が日本銀行本店で保管する長期未払印鑑票（記名国債証券のうち、最終支払期日到来後 20 年以上経過後も、その利賦札の全部または一部について未だ支払がなされていないものにかかる印鑑票をいう。以下同じ。）であるときは、業務局国債証券業務グループの指示により取扱う。</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店あては、記名国債証券取戻印鑑票等受領書を併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、記名国債証券印鑑票等取戻通知書との 2 枚複写となっている。）。</p> <p>* 印鑑票等取戻通知書を送付した後、郵便の往復所要日数を経過しても印鑑票または氏名等届出書が送付されないときは、電話などにより取戻先に確かめ、印鑑票または氏名等届出書の送付を受ける。</p> <div data-bbox="1157 1402 1401 1473" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">印鑑票等取戻通知書記載例参照</div> <p>○ 上記の印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。</p> <p>● 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたとき ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店では、上記印鑑票等取戻通知書に印鑑票または氏名等届出書を添付して送付し、印鑑票等送付書を使用しない取扱いとしているので、この場合は、印鑑票等取戻通知書と照合して該当の印鑑票または氏名等届出書であることを確かめる。</p>

②取戻通知を受け
たとき

- 請求書・届書に記載の証券の要項・記名者の住所・氏名などと一致しているか
特に、利賦札の状態が印鑑票または氏名等届出書の支払表示欄の表示と一致していることを確かめ、支払表示もれが判明したときは、送付元へ返送し、支払表示を行わせる。
⇒ 313 参照・取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付
- 受入れた印鑑票または氏名等届出書のうち
 - 自店が新たに支払場所となるものは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書として受入れ、現在枚数を明らかにして整理保管する。
⇒ 231 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い
 - 上記以外のものは、各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示し、速やかに印鑑票または氏名等届出書の送付元へ送付する。
 - * **ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたとき**
ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けたときは、自店に保管しておいた取戻印鑑票等受領書を送付する。
- 他店から印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに取戻通知元へ送付する。
⇒ 313 参照・取扱機関相互間の印鑑票・氏名等届出書の送付
- * 印鑑票等取戻通知書により取戻しを受けた印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書だけを速やかに取戻通知元へ送付する。
⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、231④参照
- 印鑑票等取戻通知書は、自店に保管（保管期間1年）する。

印鑑票等取戻通知書の記載例 1

— 通知先がゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店するとき

2枚複写

書式No. 208(B)
② 記名国債証券取戻印鑑票等受領書

書式No. 208(B)
① 記名国債証券印鑑票等取戻通知書
(日付) 3.11.10

代理店
〇町5
〇郵便局
御中

住所 日本銀行〇〇代理店

〇〇市〇〇町5
あて先 〇〇郵便局
御中

(取戻通知書日付) 3.11.10
(日付) 3.11.16 ③

国債証券
取戻事由
子 支払場所変更

券種	番号	印鑑票等枚数
円券	1000201	1

下記印鑑票または氏名等届出書をこの取戻通知書を添えて至急当店へ送付して下さい。

国債名称		取戻事由	
第四回特別弔慰金国庫債券		支払場所変更	
記名		記名	
乙山 花子		乙山 花子	
記号	券面種類 千円券	番号	印鑑票等枚数
い	300	1000201	1

注意「取戻事由」が証券（利賦札）滅失のときは、元利金の支払を停止して下さい。
(印鑑票に「支払停止」等の表示は不要)

- ① 通知を出した店舗がゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から送付を受けて保管（保管期間1年）する。
- ② ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から印鑑票または氏名等届出書の送付があるまで自店に保管しておく。
- ③ ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、受領日付を表示し、当該国債代理店または国債復代理店へ送付する。
* 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときは、412の2により当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。

印鑑票等取戻通知書の記載例 2

—— 通知先が一般代理店・国債代理店（ゆうちょ銀行の国債代理店を除く。）・日本銀行のとき

書式№. 208(A)

記名国債証券印鑑票等取戻通知書

(日付) 3. 11. 10

仕 出 日本銀行〇〇代理店

〇〇市〇〇町1-2

あて先

日本銀行△△代理店

御中

下記の印鑑票または氏名等届出書を至急当店へ送付して下さい。

国債名称 第四回特別弔慰金国庫債券		取戻事由	
記 名 甲野 太郎		支払場所変更	
記号	券 面 種 類	番 号	印 鑑 票 等 枚 数
い	300	1234567	1

注意「取戻事由」が証券（利賦札）滅失のときは、元利金の支払を停止して下さい。
(印鑑票に「支払停止」等の表示は不要)

- * 通知を受けた店舗が保管（保管期間1年）する。
- * 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときは、412の2により当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す。

4 1 2 の 2 印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

事務手順	取扱要領
①取戻すとき	<p>○ 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を他の支払場所から取戻す必要があるときは、適宜の取戻通知書を作成し、その支払場所へ送付する。</p> <p>* 印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときには、次のようなときがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支払場所変更の請求を自店が新支払場所として受付けたとき ② 他店を支払場所とする各種の請求・届出と同時の支払場所変更の請求を受付けたとき ③ 他店を支払場所とする交付済証券の発行取消のとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>印鑑票等・見本証券取戻通知書の例示参照</p> </div> <p>* 他の支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）を取戻すときであって、かつ、取戻事由が支払場所変更請求以外の各種の請求・届出によるものであるときは、見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻しを要しない。</p> <p>⇒ 4 1 2 参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し</p> <p>* 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも同様に取扱う。</p> <p>⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱い</p> <p>○ 上記印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、4 1 2 に準じて、国債証券類送付書および請求書・届書の記載内容を確認し、国債証券類受領書に受領日付を表示し、速やかに当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付元へ送付する。</p> <p>○ 受入れた印鑑票等（見本証券添付分）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自店が新たに支払場所となるものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に他の印鑑票、氏名等届出書または見本証券とは別整理して保管する。 <p>⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管する方法は、2 3 1 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外のものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。

②適宜の取戻通知書の送付を受けたとき

○ 他店から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。

* 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で付せんを貼付して保管している当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を抜き出し、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。
⇒ 312 参照・取扱機関相互間の証券の送付

印鑑票等・見本証券取戻通知書の例示

(日付) 3.11.10

印鑑票等・見本証券取戻通知書

〇〇郵便局 御中

日本銀行 〇〇代理店

下記印鑑票または氏名等届出書および見本証券を国債証券類送付書・受領書を添えて至急当店へ送付してください。

記名		取戻事由		
甲野 太郎		支払場所変更		
名称	記号	券面種類	番号	枚数
印鑑票（第二十四回特別 給付金国庫債券）	い	千円券 1,000	1 2 3 4 5 6 7	1
見本証券（第二十四回特別 給付金国庫債券）				1
合計				2

通知を受けた店舗が保管(保管期間1年)する。

● 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも、同様の取戻通知書を作成する。